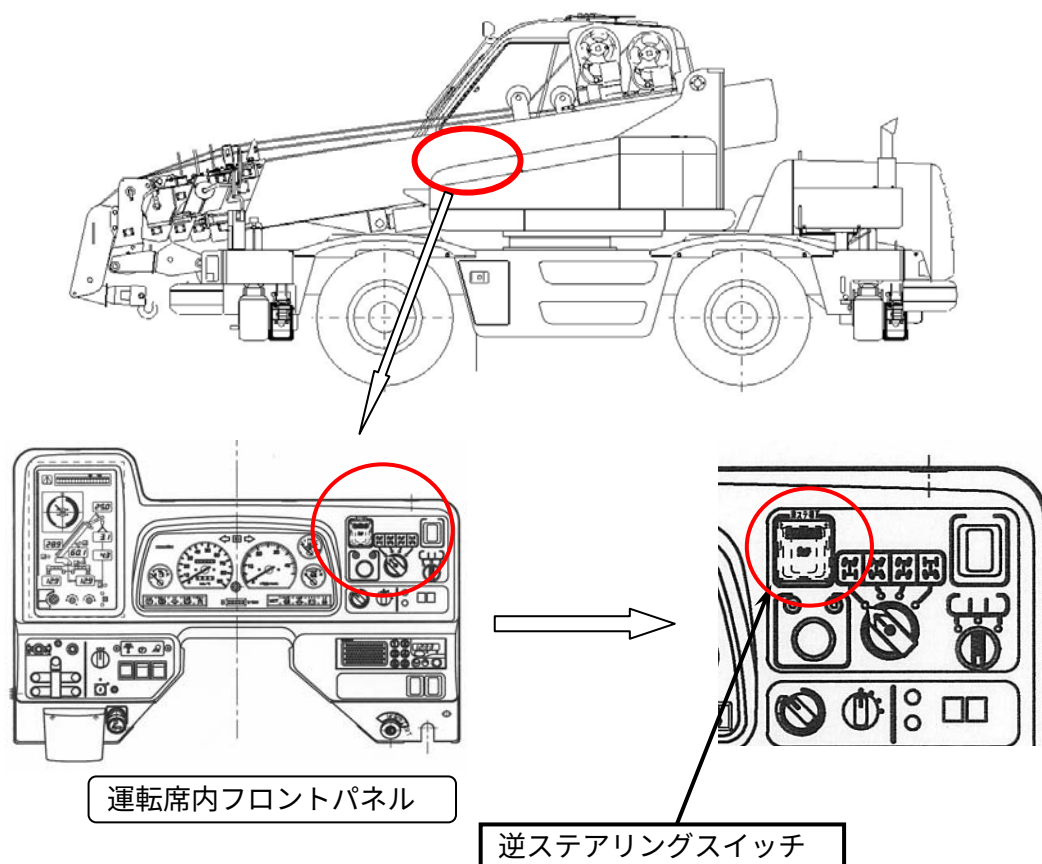


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

一般道路走行時には使用を禁止している補助ステアリングシステム（運転席を後方に向けて作業する際の操作性を確保するための装置）において、当該システムの誤操作防止構造が十分ではないため、一般道路走行時に当該システムの操作スイッチ（逆ステアリングスイッチ）を誤って操作した場合、当該システムが作動し、操舵時に運転者の意思に反して逆方向に操舵される。

改善の内容

[1]型式 L001、L001 改、L002、L002 改および LW250L1

全車両、以下の対策を行なう。

- ① 逆ステアリングスイッチが作動状態である場合、運転者に対し警告する警告ブザーを取り付ける。
- ② 逆ステアリングスイッチに誤操作防止のためのカバーを装着するとともに、当該スイッチを増設して2個とし、2個のスイッチがいずれも作動状態である場合のみ、当該システムが作動する構造とする。
- ③ 2個のスイッチの内、いずれか一方が作動状態となった場合、補助ステアリングシステムが作動している際の警告ブザーとは異なる警告ブザーにより運転者に警告する構造とする。
- ④ 補助ステアリングシステムの電気回路において、短絡等の故障が発生した場合にも当該システムの誤作動を防止するためのリレーを追加する。
- ⑤ 逆ステアリングスイッチカバーには「走行中操作禁止」のシールを貼り付ける。

[2]型式 LW1601 および LW200L1

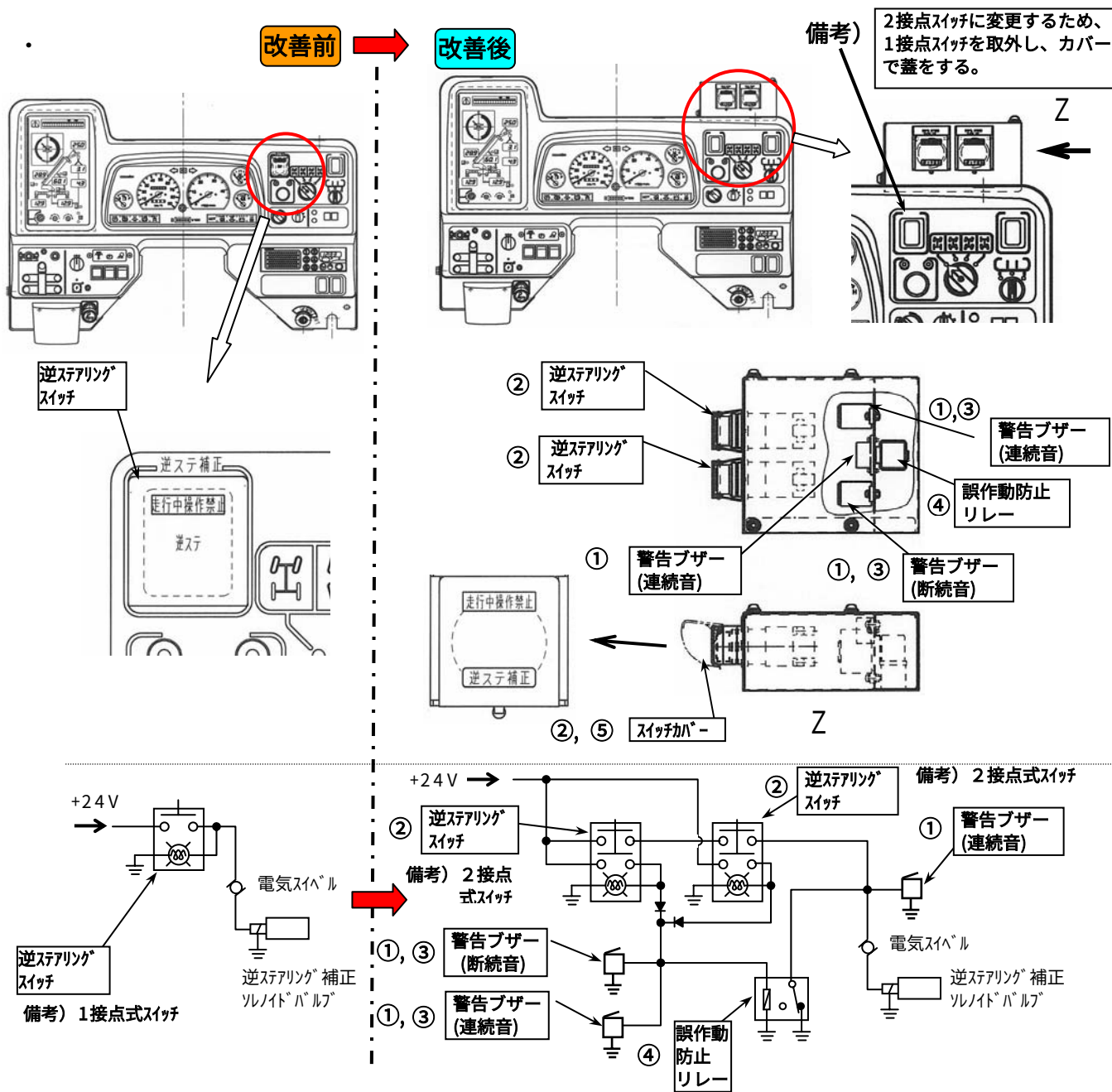
全車両、補助ステアリングシステムが作動状態である場合、運転者に対し警告する警告ブザーを取り付ける。

なお、対策品の部品の技術的検証及び部品の供給に時間を要することから、早急に次の対策を行ない、技術的検証が済み次第、速やかに（平成17年2月下旬予定）対策品に交換する。

- ・使用者に対し、誤操作を防止するため、当該補助ステアリングシステムの使用方法を周知徹底する。

[1-1] L002、L002 改の場合

下図中における①～⑤は上記改善内容の項目①～⑤を示したものである。



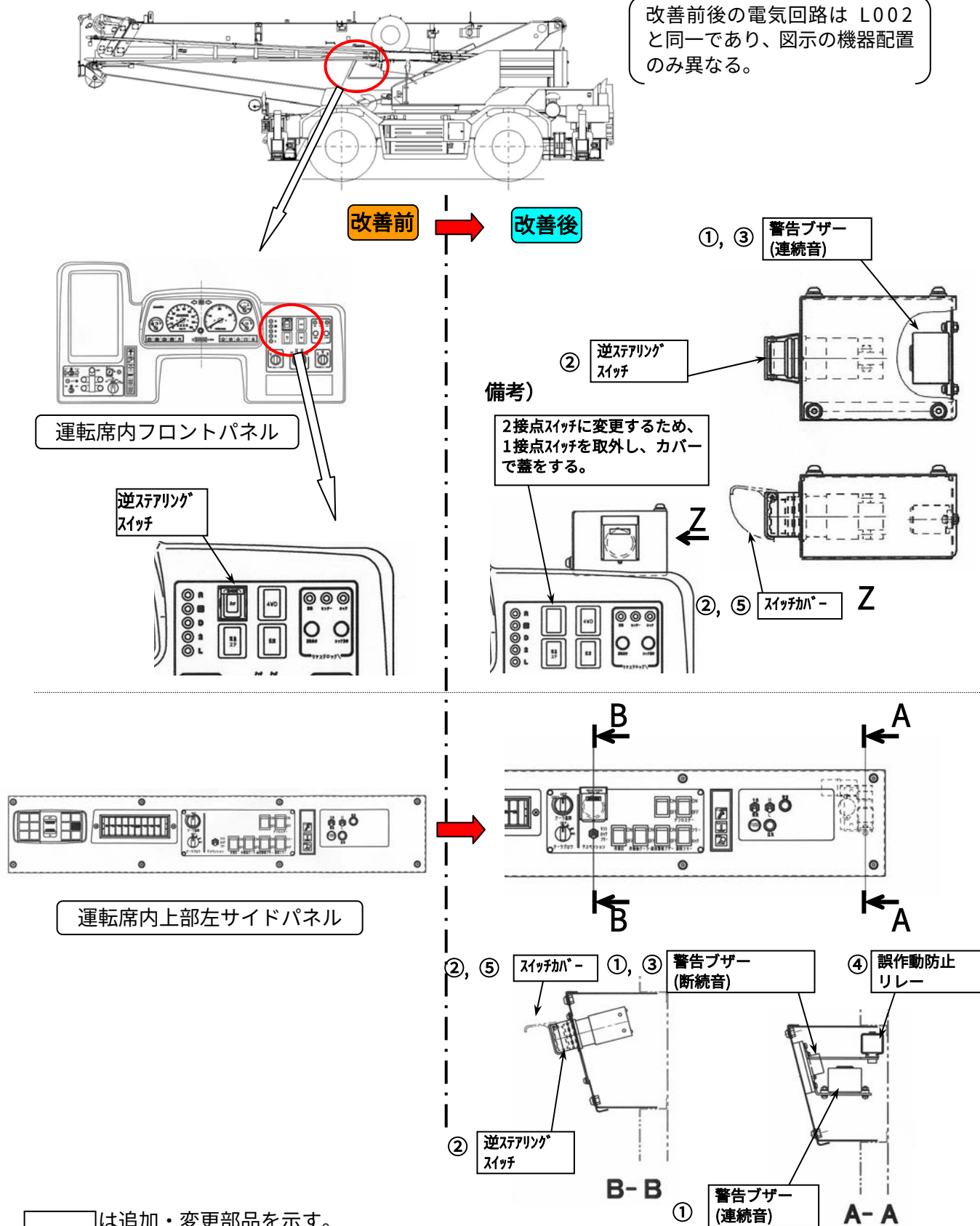
□は追加・変更部品を示す。

識別：改善措置実施済車両は運転席内に逆ステアリングスイッチを2箇所有することで識別する。

[1-2] 型式 L001(類別 003～012)、L001 改の場合

下図中における①～⑤は上記改善内容の項目①～⑤を示したものである。

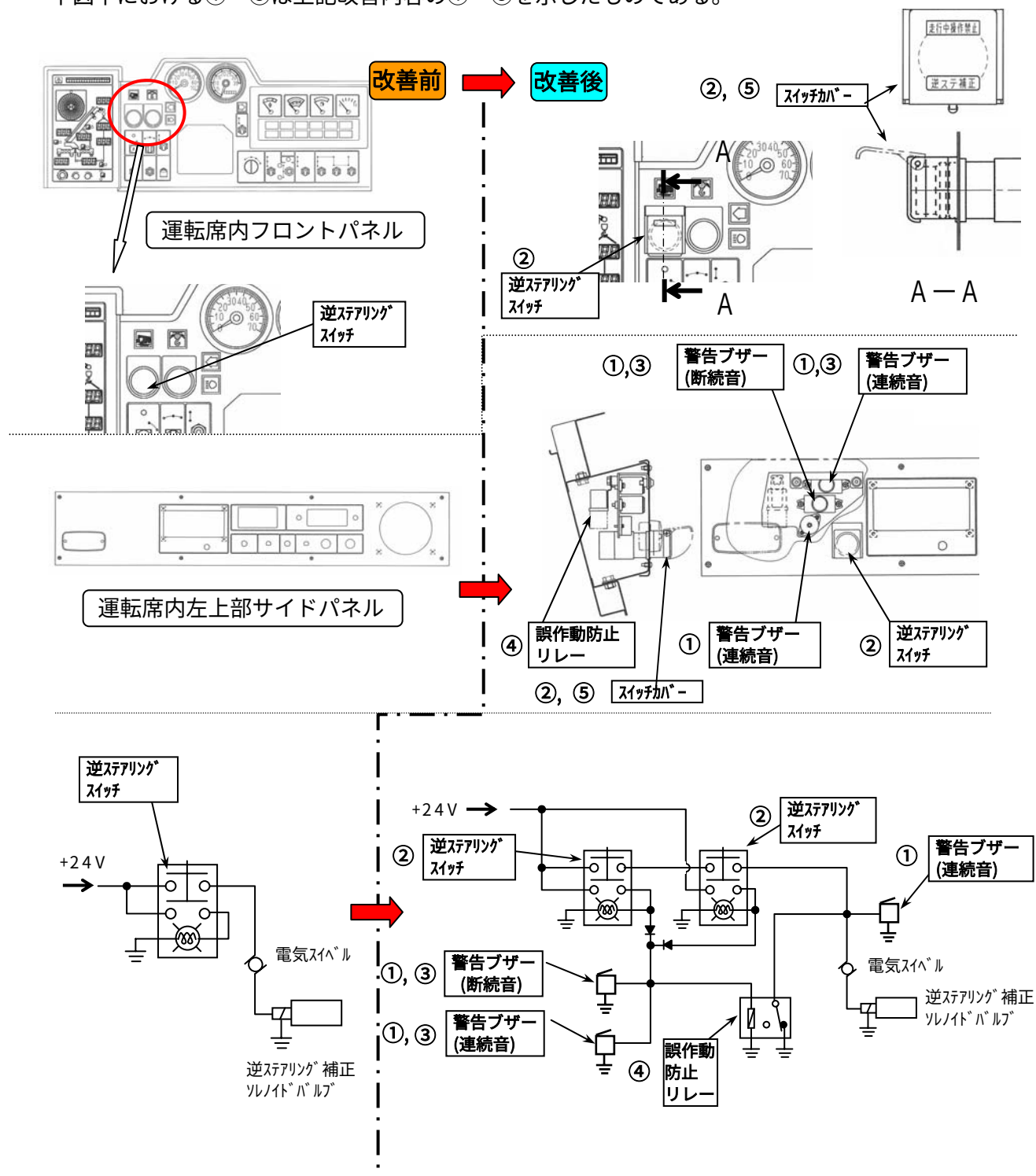
改善前後の電気回路は L002
と同一であり、図示の機器配置
のみ異なる。



識別：改善措置実施済車両は運転席内に逆ステアリングスイッチを 2 箇所有することで識別する。

[1-3] 型式 L001(類別 001、002)および LW250L1 の場合

下図中における①～⑤は上記改善内容の①～⑤を示したものである。

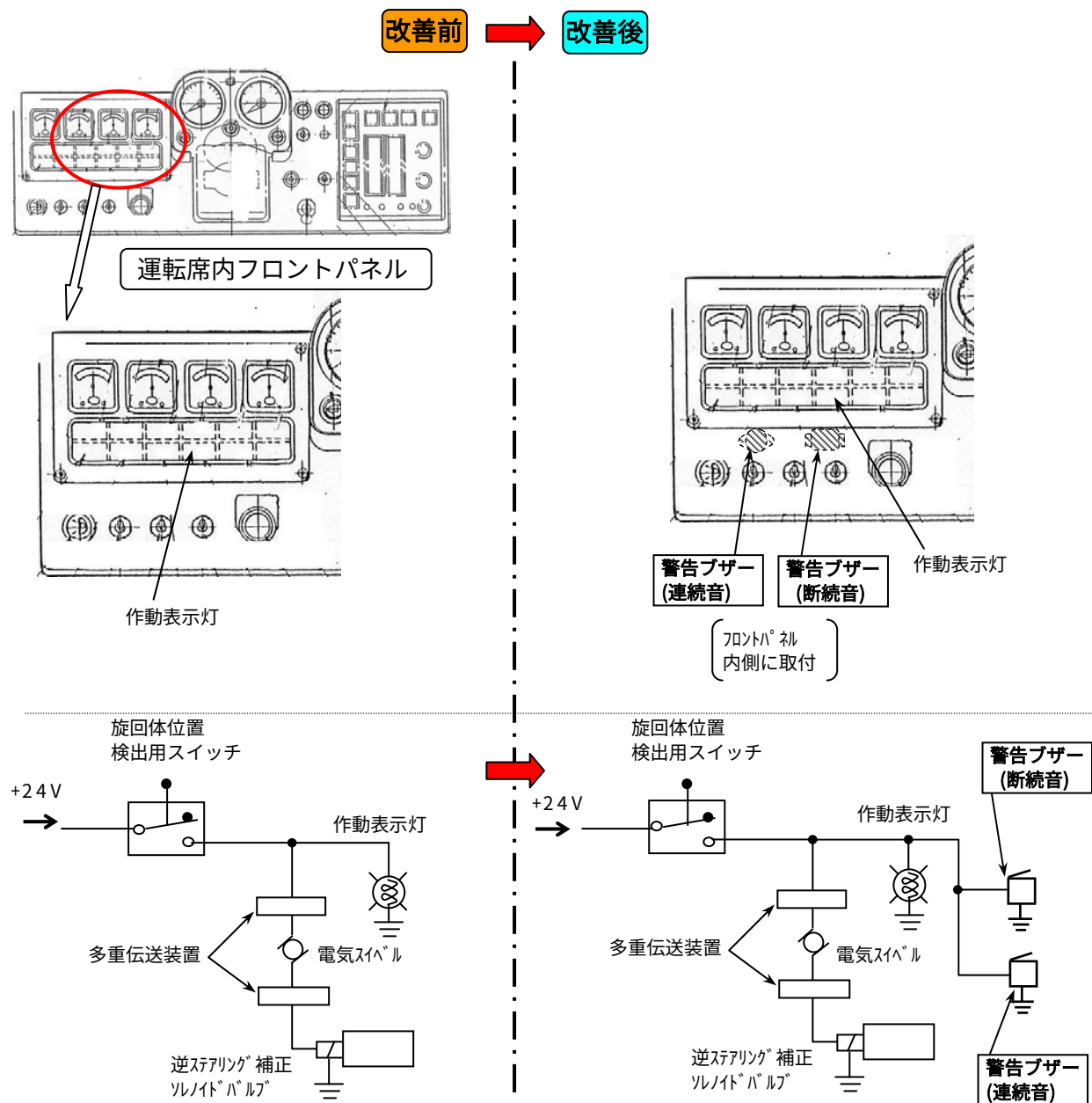


□は追加・変更部品を示す。

識別：改善措置実施済車両は運転席内に逆ステアリングスイッチを2箇所有することで識別する。

[2]型式LW1601 およびLW200L1 の場合

全車両、補助ステアリングシステムが作動状態である場合、運転者に対し警告を発する警告ブザーを取り付ける。



旋回体位置検出スイッチが押されたまま故障した場合は、補助ステアリングシステムが作動状態であることを運転者に対し、警報ブザーで警報する。また当該スイッチが離れたまま故障した場合は、正ステアリング状態を維持する。

□は追加・変更部品を示す。

識別：改善措置実施済車両は運転席内フロントパネルの警告ブザー取り付け部にパンチ穴を開けることで識別する。